

福祉資金の自立生活資金への再編について

1 目的

10か年計画で掲げた「利用しやすい福祉資金制度への移行」実現のため、低所得者世帯や母子世帯などに対する各種貸付制度を整理統合し、自立生活資金とする。

2 各資金の見直し・再編内容

(1) 生業資金

経営相談などをあわせて利用できる産業経済融資(小規模企業資金など)や社会福祉協議会(更生資金)などの他制度を紹介し、生業資金は廃止する。

(2) 奨学金

貸付要件や貸付額が現行の奨学金に比較して有利な、東京都私学財団(東京都育英資金)や社会福祉協議会(修学資金)などの他制度を紹介し、奨学金は廃止する。

なお、他制度が活用できない事情がある場合は、自立生活資金で対応する。

(3) 高齢者及び障害者の入院資金

高額療養費制度の変更に伴い、入院資金は廃止する。

廃止後の医療費の貸付は、自立生活資金で対応する。

(4) 女性福祉資金

事業系資金については、経営相談などをあわせて利用できる産業経済融資(小規模企業資金など)や、社会福祉協議会(更生資金)などの他制度を紹介する。修学資金及び就学支度金については、貸付要件や貸付額が現行に比較して有利な、社会福祉協議会(修学資金)や日本学生支援機構(奨学金)などの他制度を紹介する。事業系以外の資金については、整理統合した上で、女性福祉資金は廃止する。

なお、他制度が活用できない事情がある場合は、自立生活資金で対応する。

(5) 応急資金

高齢者及び障害者の入院資金及び女性福祉資金の一部と統合し、貸付事由などを整備する。「応急資金」は、「自立生活資金」として再編・改称し、他制度が活用できない場合には対応する。

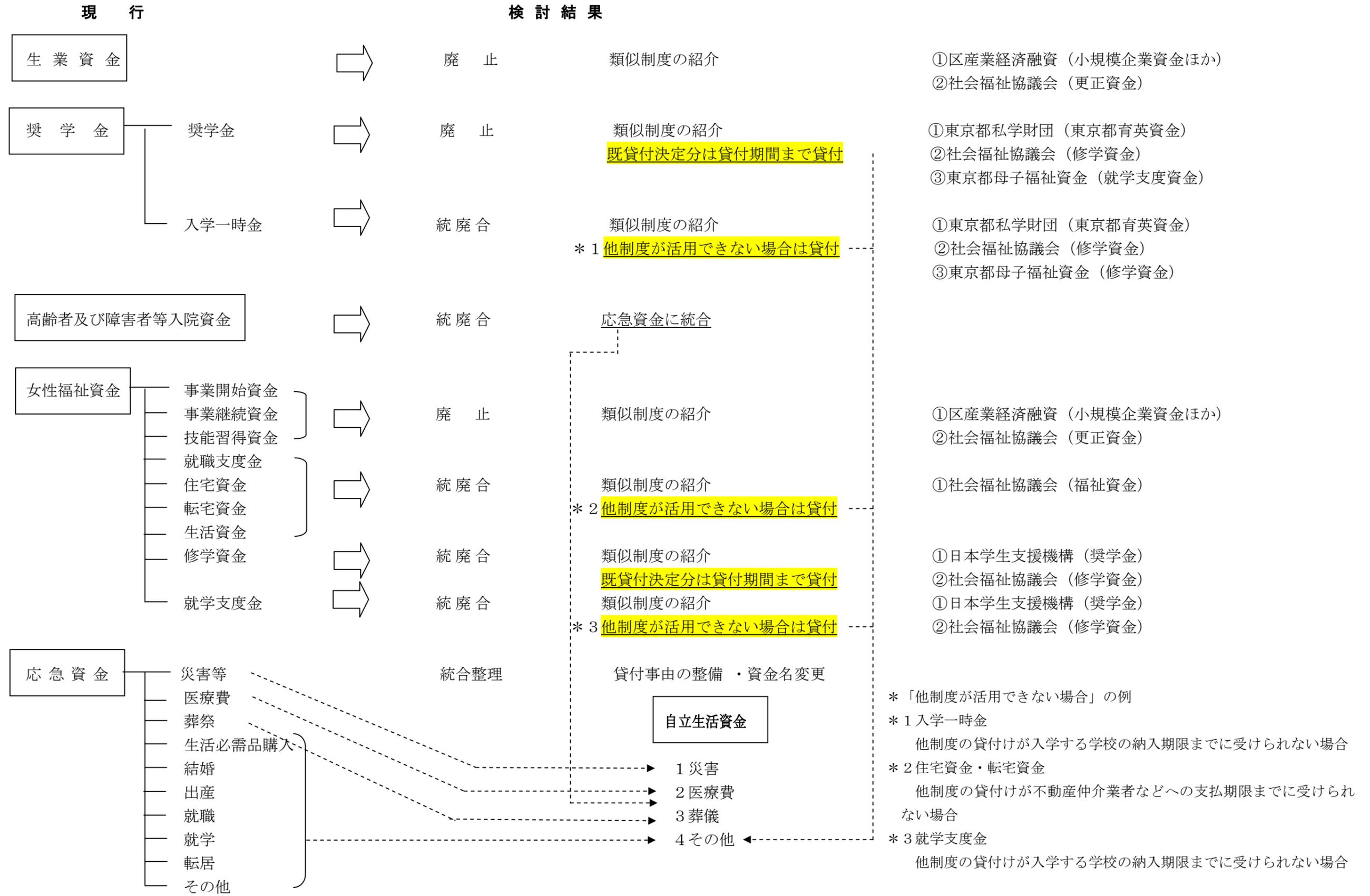
3 改定時期 平成20年4月1日

4 今後のスケジュール

2月 第1回定例会に改正・廃止関連条例提案

3月 関係機関及び団体に説明。区報・ホームページにより周知・PR

福祉資金の自立生活資金への再編について



* 「他制度が活用できない場合」の例

* 1 入学一時金
他制度の貸付けが入学する学校の納入期限までに受けられない場合

* 2 住宅資金・転宅資金
他制度の貸付けが不動産仲介業者などへの支払期限までに受けられない場合

* 3 就学支度金
他制度の貸付けが入学する学校の納入期限までに受けられない場合